

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策中小企業事業者支援制度一覧

| No. | 支援事業 | 対 象 | 目 的 | 概 要 | 予 算 (千円) | 状 況 (7/21現在) |
|-----|--------------------------------|---|--|---|-----------------|-------------------------------|
| 1 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策設備投資支援事業補助預金 | 市内の中小事業者 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、非接触・非対面型の新たなビジネスモデルの構築や、店舗、事務所、工場の改装・改修に要した費用、感染を予防するために必要な設備等の導入に係る費用に対し補助金を交付する。 | 《要件》 ・1品10万円以上、総額30万円以上の店舗等の新築及び改装、設備、備品購入 ・事業費の1/2を補助。上限50万円（経営革新計画又は経営力向上計画を策定を査定し。認定等を受けている場合は上限70万円） | 一般分と合わせ45,000千円 | 交付決定件数：39件 交付決定額：14,866千円 |
| 2 | 信用保証料補助金 | 市内で事業を営む中小企業者 | 経営の安定に支障を生じている市内中小企業者に対し、信用保証協会への信用保証料を補助することで円滑な資金繰りを支援する。 | 《要件》 ・新型コロナウイルス感染症に起因し、セーフティネット保証4号、5号、または危機関連保証の認定を受け、認定後一定期間内に金融機関から借入れを受け、信用保証協会に信用保証料を納付した事業者 ・市税の滞納がない者 《補助率》 ・兵庫県信用保証協会に納付された信用保証料の全額（限度額50万円） | 20,000 | 交付実績：1件 交付金額：25千円 |
| 3 | 雇用調整助成金申請費補助金【R2繰越分】 | 市内に本社、本店を有し、市内で事業を営む中小企業者 | 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、事業の縮小を余儀なくされた中小企業等の事業主が、休業等の実施により申請する雇用調整助成金の申請代行手数料を支援することで、労働者の雇用維持を図る。 | 《要件》 ・国の雇用調整助成金の申請を行った事業所 ・市税等の滞納がないこと 《補助対象経費》 ・雇用調整助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士等に委託した申請代行手数料 《補助率等》 ・1事業者につき10万円を上限に全額補助 | 694 | 交付実績：7件 交付金額：626千円 |
| 4 | 販売促進支援事業補助金【R2繰越分】 | 中小企業基本法に規定する中小企業者または中小企業者で構成する法人、団体 | 新型コロナウイルス感染症の拡大により事業の縮小を余儀なくされた市内の中小企業者等を対象に、取扱商品の販売促進、キャンペーンやセールなど店舗への誘客のための事業活動に要する費用を補助し、経済活動の活性化につなげる。 | 《要件》 ・中小企業基本法に規定する中小企業者または中小企業者で構成する法人、団体 ・ナショナルチェーン店、フランチャイズ加盟店、風営法に規定する事業所（料理店を除く。）でないこと。ただし、ナショナルチェーン店、フランチャイズ加盟店は、令和2年4月1日現在以降引き続き丹波市商工会に所属する事業所である場合は対象となります。 ・補助金の交付申請時において、市税を滞納していないこと。 ・会社法に規定する子会社でないこと。 ・市税の滞納がないこと 《補助対象経費》 ・中小企業者等が取り扱う商品の販売促進、キャンペーンやセールなど店舗への誘客のために要する経費。いずれも市内の事業者に外部発注する場合を補助対象とし、令和3年9月30日までに完了する事業を対象とします。 ①広告印刷費 ②広告デザイン費 ③新聞広告掲載費 ④広告折込費 ⑤通信運搬費 ⑥ラジオ広告放送料 《補助率等》 ・1中小企業者等につき15万円を上限に全額補助（1中小企業者等に対し1回限り） | 30,000 | 交付決定件数：113件 交付決定額：16,456千円 |
| 5 | 中小企業者等販売促進PR支援事業補助金 | 丹波市商工会 | 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、売上減少を余儀なくされた事業所に対して、丹波市商工会と連携して発信力、拡散力のあるネットを通じて事業所のPRを支援することで、丹波市に関心のある方及び商品やサービスに関心のある市内外の消費者に購買を促し、売上の増加、消費の活性化に繋がっていきます。 | 《要件》 ・にじいるタブレット、にじいるポケット等のWebライティング料、編集デザイン料等に対する経費を補助 ・経費の1/2以内を補助 | 2,000 | |
| 6 | 事業継続応援金 | 《法人》 本社又は本店が丹波市内に所在する事業者 《個人》 確定申告を行い、個人市民税の課税が丹波市である事業者 | 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、売上が急速に減少している市内の中小企業者のうち、一定割合売上が減少している事業者の事業継続を支援する。 | 《要件》 ・令和3年1月から6月までのいずれかの連続する2ヶ月の売上額が前年又は前々年の同期間と比較して20%以上減少している事業者。 ・令和3年7月1日以前に事業を開始している者 ・個人事業者の場合、交付対象者が配偶者等の被扶養者でない者 ・個人事業者の場合、主たる事業の収入額が年金、給与収入等の収入額の合計を上回っている者 ・市税の滞納がない者 《給付金》 ・売上減少率 20%以上50%未満 10万円 50%以上 20万円 | 96,400 | 交付決定件数：74件 交付決定額：11,500千円 |
| 7 | 【実施予定】 プレミアム商品券 発行事業 | 全市民 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内事業者を応援し、地域内における消費を喚起するため、プレミアム商品券を発行する。 | ・プレミアム率 25% ・商品券：1セット〔(5,000円分)：販売額4,000円〕 ※1人最大5セットまで購入可能 ・たんばコイン：1人最大25千円のたんばコインを20千円で販売〔1,000円単位で販売〕 ・販売使用期間 令和3年10月1日～令和4年1月 ・販売店 地域販売店、中兵庫信用金庫（市内各支店）、 コモレ丹波の森等 | 145,380 | |